

建設工事に係る配置予定技術者の取扱いについての一部改正について

改正内容及び改正理由

- ①重複申込みの報告について提出方法の削除
(理由) 提出方法は定める必要がないため。
- ②指名減点を削除
(理由) すでに廃止した取扱いであるため。
- ③落札決定方法について専任を要する工事と専任を要しない工事それぞれの場合に分けて記載
(理由) 専任を要しない工事は、同じ配置技術者で複数工事を落札できるため、入札結果によっては辞退届を提出し、辞退の意思を明確にしてもらう必要があるため。
- ④別記様式(配置技術者重複届出書)に項目を追加
(理由) 申込者の落札希望数や立会の有無を事前に把握するため。